

第22回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年4月10日(木)

午前8時54分～午前10時50分

2. 場 所 遠賀町 中央公民館2階 工作室

第22回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年4月10日(木) 午前8時54分～午前10時50分

2. 場所 遠賀町 中央公民館2階 工作室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄
委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介(欠席)

4. 4月の農業相談委員

6番 加藤 陽一郎 委員
8番 一田 孝雄 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(有限会社 ●●●●●)
- ⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(有限会社 ●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑥ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(株式会社 ●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑦ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑧ 農地台帳への登載申請について
(●●●●●)
- ⑨ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 農業委員会通信について
- ② 農業新聞年間購読料について
- ③ 活動記録簿の配布について
- ④ 第 4 四半期分の報酬について
- ⑤ 各委員の委嘱について
- ⑥ 旅行について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田	美孝
事務局職員	瓜生	哲朗
事務局職員	杉本	千晴

開 会 8 時 5 4 分

- 議長 今日 isNew年度の第一回目の総会になります。本日の出席委員は農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 6 名の出席となっております。高崎委員が欠席です。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 2 2 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 6 番加藤陽一郎委員、8 番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。
- 議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件、農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件、農地台帳への登載申請関係 1 件、農用地利用集積計画関係 1 件となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。
- 議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が中間市にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏です。
申請地が 3 ページの字図にありますように大字木守字新入田 3 0 7 番 1 で、地目は田。面積は 1, 2 4 2 m²です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由は規模拡大のためとなっております。譲受人は中間市の農業者で耕作証明書および営農計画書等により耕作面積は 2, 5 8 7 m²で農業に従事していることを確認しており特段問題はないものと思われま

続きまして議案書の4ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてです。

譲受人が今古賀にお住まいの●●●●氏、譲渡人が岡垣町にお住まいの●●●●氏です。申請地が6ページの字図にありますように大字尾崎字馬場久保458番で、地目は畑、面積は1,033㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地です。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障についても生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。用地造成に伴う被害防除としては「現状の土地をそのまま利用するため特に措置なし」となっております。

8ページが現況平面図です。北側と東側が道路と隣接しており、南側は農地と隣接しています。西側は宅地と隣接しており、宅地との境界には既設のコンクリートブロックが設置されています。

9ページが土地利用計画図・給水計画図および縦横断図です。北側に駐車場を作り、その隣に家を建てる計画です。南側は個人用のドッグランを作り、周囲をフェンスで覆う計画です。

申請者は大型犬2匹を飼っており、ドッグランの大会にも参加しているようで、個人用の広いドッグランを希望しています。

雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は東側の下水へ繋ぎこむ予定です。

図右下の縦横断図をご覧ください。切土・盛土はなく現在の土地を均してそのまま利用します。

10ページ・11ページが平面図および立面図です。

12ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

また、この案件は第一種農地で1,000㎡を超えているため、16日の常設委員会の地区の審議にかけます。

続いて議案書の13ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が木守にお住まいの●●●●氏、譲渡人が同じく木守にお住まいの●●●●氏です。

申請地が15ページの字図にありますように大字木守字芝原544番3で、地目は田、面積は9.28㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

今回の案件は、宅地の一部が隣接農地へ越境していたことによる転用申請となります。また越境部分はすでに分筆してあります。

違反転用していたものになりますので、始末書につきましては最後に説明いたします。

申請理由は自己住宅の一部越境となっております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

16ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除措置としまして、今回はすでに越境していた部分の転用のため特に措置はなく現状のまま利用となっております。

17ページが現況平面図です。南側が道路と接しており、申請地は西側の宅地の一部が東側の農地に越境している状態です。隣接農地との境界にはブロック塀が設置してあります。

18ページが土地利用計画図および排水計画図です。計画図は現況と同様となります。雨水は自然流下です。

19ページが縦横断図です。現況と計画は同様のため、切土盛土はありません。現在申請地は東側の農地より高くなっており、隣接農地との間に土留めのコンクリートブロックが設置されています。

20ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

21ページが始末書です。「申請地の農地について、昭和63年9月頃家を建てる際に隣の農地を越境していることに気

づいておらず、令和6年11月頃行われた測量で敷地の一部が農地であったことが判明しました。農地法に違反していたことを深くお詫び申し上げます。以後このような違反行為が無いよう農地法を遵守致しますので、今回の農地転用については、受理・許可くださいますようお願い致します。」となっております。

続いて議案書の22ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎に事務所を置く有限会社●●●●、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏、●●●●氏の2名です。

申請地が24ページの字図にありますように大字尾崎字二又1128番1と1110番の2筆で、地目はすべて田、面積は合計2,722㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地です。

申請理由は駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

25ページが事業計画書です。事業の種類は運送業で、申請者の事業目的は駐車場です。申請理由は現在地から移転するため、施工計画は5月から着工し、10月に供用開始となる見込みです。駐車場には大型ダンプ4台とトレーラー台車2台を停める予定です。

26ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除措置としては「現状のまま上に薄くクラッシャーランを敷く計画のため、特に措置なしとなっております。」

27ページが現況平面図です。北側が道路と隣接しており、西側に申請者である●●●●の事業所があります。南側には水路を挟んで山林と農地があり、西側は農地と隣接しています。

28ページが土地利用計画図および排水計画図です。全体を均した後クラッシャーランを敷き、西側にトレーラー台車、南側に大型ダンプを置く計画です。

雨水は自然流下となります。

29ページが縦横断図です。全体を均してクラッシャーラン

を15cmほど敷く計画です。法面は現況のまま利用します。
30ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行ない了承を得ています。

続きまして議案書の31ページをお開きください。付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます
譲受人が北九州市に事業所を置く有限会社●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が田川市にお住まいの●●●●氏です。
申請地が33ページの字図にありますように大字上別府字城ノ越1043番1で、地目は畑、面積は524㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。なお隣地で宅地の1025番1を一体的に利用します。面積は合計して1,357㎡です。

申請理由は駐車場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

34ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は駐車場です。申請理由は規模拡大および現在地から移転するため、施工計画は5月から着工し、10月に供用開始となる見込みです。

駐車場には普通車5台を置く計画です。

35ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除措置としては「現状のまま使用するため特に措置なし」となっています。

36ページが現況平面図です。北側が道路、南側が宅地と面しており。北西側は宅地、南西側が道路と面しています。東側に隣接している宅地が一体利用する土地です。

また、西側の道路境界及び東側の宅地境界に法面が形成されています。

37ページが土地利用計画図および排水計画図です。入口は一体利用する東側の宅地を通して進入し、車両は南西側に普通車5台を停める計画です。竹を切り全体を均します。雨水は自然流下となっております。

38ページが縦横断図です。切土盛土なく現状のまま利用し

ます。

39 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接農地はありません。

続きまして議案書の40 ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が岡垣町に事業所を置く株式会社●●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が木守にお住みの●●●●氏です。

申請地が42 ページの字図にありますように大字木守字牟田口985 番1 と995 番2 の2 筆で、地目はすべて田、面積は合計834 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3 種農地です。

申請理由は資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

43 ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は資材置場です。申請理由は、事業拡大により現在地が手狭となったため、施工計画は5 月から着工し、10 月に供用開始となる見込みです。資材置場には土砂およびコンクリート製品を置く計画です。

44 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「法面に緑化を施すこと」となっております。

45 ページが現況平面図です。北側には申請者である●●●●の既存の資材置場があり、今回はその拡張になります。南側と西側は隣が法面となっており、法面の上に道路があります。南側は法面との間に既存の側溝があります。東側は農地と隣接しております。

46 ページが土地利用計画図および排水計画図です。申請地全体に土砂を置く計画です。東側および西側には素掘り側溝を形成し南側の既存の側溝へつなげます。

47 ページが造成計画図です。敷地全体に土を入れ、北側資

材置場に面している箇所を除き周囲に法面を形成する計画です。

48ページ、49ページが縦横断図です。全体に50cm程度盛土を行い、周囲の側溝に面している箇所には緩やかな法面を形成します。

続きまして議案書の51ページをお開きください。

付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が中間市にお住まいの●●●●氏です。

申請地が53ページの字図にありますように、大字木守字壱丁田772番1で、地目は田、面積は1,189㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

今回の案件は、既に水田を畑にするために盛土しています。農地改良の許可申請を行っておらず、農地法に違反しているため、始末書につきましては最後に説明いたします。

申請理由は駐車場となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

54ページが水利関係承諾書です。条件は「隣接地は農地であるため、法面の雑草については定期的に伐採等維持管理を行う事」というものとなっております。

55ページが事業計画書です。事業の種類は運転代行業で、申請者の事業目的は駐車場です。

申請理由は事業拡大により現在地が手狭となったためで、施工計画は許可後から着工し、7月に供用開始となる見込みです。駐車場には普通車30台を置く計画です。

56ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「特に措置なし」となっております。

57ページが現況平面図です。南側が道路と隣接しており、その他は農地と接しています。敷地全体を道路高まで盛土しており、北側道路の入口以外は法面が形成されています。ま

た、北側にさらに盛土を行っています。

58 ページが土地利用計画図、排水計画図および縦横断図です。南側道路側を入口にし、西と東にそれぞれ15台、計30台車を停められる計画です。切土を行い、敷地全体に碎石を敷きならしめます。雨水は自然流下および側溝への放流予定です。

図右側の縦横断図をご覧ください。切土は道路高まで行い、法面は既存のものをそのまま利用します。また、法面については雑草の管理を行います。

59 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行って了承を得ています。

60 ページが始末書です。「下記の農地について、農地法について十分に理解していなかったため、令和4年秋頃から農地転用の手続きをせずに果樹園にするために農地改良を行い、表土を入れました。また、令和6年11月頃に他の農地に入れるための土を置き、再度農地法に違反しておりました。以後このような違法行為の内容農地法を遵守致しますので、今回の農地転用については、受理・許可くださいますようお願い致します。」となっております。

続きまして議案書の61ページをお開きください。

付議案件⑧農地台帳への登載申請についてでございます。

この案件は農地以外のものであったため農地台帳から外した土地について、また農地に戻し再度耕作を行うようになったため、農地台帳への登載を承諾するものです。

申請者が芦屋町にお住まいの●●●●●氏で、芦屋と遠賀で農業を行っている方です。

申請地が63ページの字図にありますように大字鬼津字内膳1535番1で、登記地目は田、面積は1,211㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。

経緯としましては、申請地は平成14年8月30日付で農地法第5条の許可が下りており、当時の申請目的は資材置場および駐車場で、貸渡人の●氏が自身の事業に使用するため、申請者の土地を賃貸借で借りていました。なお、貸渡人である●氏は事業を辞められています。

今回の申請理由は、申請地を貸した事業所が資材置場として利用しなくなったので、農地に戻し耕作するためとなっております。

営農計画は、キャベツとイモを作付けする計画となっております。

また、現在申請地は農地に戻っている状態です。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 5 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 2 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
では地区担当の石井佐千生委員と白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員 特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願
(3 番) いたします。

推進委員 特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願
(3 番) いたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4番) 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

推進委員
(4番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

推進委員
(3 番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いしま
す。

農業委員
(4 番) 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

推進委員
(4 番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。
地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願いします。

農業委員
(2 番) 問題無いと思いますので審議の方よろしくをお願いいたします。

推進委員
(2 番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしくをお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】 の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑥を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願い
します。

農業委員
(3 番) 問題無いと思いますので審議の方よろしくをお願いいたします。

推進委員
(3 番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしくをお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑦を議題に供します。
地区担当の石井佐千生委員および白木敏明委員から報告をお願いします。

農業委員
(3番) 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

推進委員
(3番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑧を議題に供します。
地区担当の私と秦公美委員から報告をします。

農業委員 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

(1 番)

推進委員 (1 番) 現地確認していただいた通り問題はないと思いますのでご審議
よろしくお願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑧農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑧は承認されました。

議長 続いて付議案件⑨について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の64ページをお開きください。
付議案件⑨農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全15筆16,203㎡です。
満期による契約の更新や新規の契約に伴う利用集積計画となっ
ております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑨農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり
承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑨は承認されました。

それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の65ページをお開きください。報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および農地転用に伴う解約が1筆、643㎡となっております。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農業委員会通信について説明。
②農業新聞年間購読料について説明。
③活動記録簿について説明。
④第4四半期分の報酬について説明。
⑤各委員の委嘱について説明。
事務局からは以上です。

議長 その他の案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは以上をもって、第22回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 50分